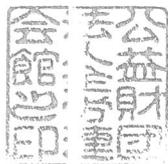


2023年6月



2022年度
「事業報告」

(2022年4月1日～2023年3月31日)

(添 付)

☆「事業報告の附属明細書」



公益財団法人
全労連会館

「2022年度事業報告」

2022年度は、公益財団法人の11年度目となりますが、コロナ禍にあっても公益事業活動を継続して発展させ、会館建設から21年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」という公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2022年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くと同時に、会館建設から21年を経過した施設の保守・修理と全館換気設備更新工事の完了、さらには長期修繕計画と資金計画の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

1 公益目的事業

(1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかひの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

令和4年度（2022年度）は、全労連は第31回大会（22年7月）で3つの要求とたたかひの基調（①すべての労働者のゆとりある生活と労働の確保、②地域の「公共」を取り戻し、持続可能な地域循環型の経済・社会の確立、③平和憲法をいかす政治への転換をはかる）を軸に4つのアプローチに基づき、8点にわたる重点課題での具体的とりくみを進めてきました。

とくに4つのアプローチで、格差是正にむけて「『非正規差別、女性差別の根絶とジェンダー平等の実現』をすべての運動に位置づける」ことを強調しました。具体的には22年秋に全労連と単産で「ケア労働者の大幅賃上げアクション」をはじめ「ボーナスゼロなくせ！差別NG！キャンペーン」を通じて、非正規労働者やケア労働者、会計年度職員の賃金や処遇改善にむけて運動を進めてきました。

23春闘のたたかひでも異常な物価高で国民生活が窮状するなか、世界各国の労働者のたたかひと連帯し、「物価高を上回る大幅賃上げ実現」を前面に掲げ、賃上げによる生活改善という世論喚起と運動推進をはかってきました。また「たたかう労働組合のバージョンアップ」を掲げ、職場・地域からのたたかひを重視して取り組んできました。こうしたとりくみは今春闘での賃上げ回答は6000円台、3%という23年ぶりの成果をかちとってきています。

また賃金底上げをはかるため、「全国一律1500円」を掲げて、各地での最低生計費調査や自民党をはじめ全野党に対し要請を進め、こうした運動と相まって3月19日の政労使会議で岸田首相が「加重1000円の早期実現」を表明するに至りました。労働者のくらしと雇用を守るとりくみでも23年3月末の国立大学・研究機関における雇い止めに対し、当該組織と共同したとりくみを進め、継続雇用など一定の前進をかちとってきました。

憲法や平和を守るとりくみでも、「そうがかり行動」実行委員会に参加し、大軍拡・大増税に反対し、多くの労働組や市民団体との共同を進めてきています。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、1989年に発足し、多様な業種と雇用形態の組合員が集まり、職場や労働者全体の権利と尊厳を大切に、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動をすすめる労働組合です。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低

賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

令和4年度（2022年度）は、職場の労働者の要求実現と仲間ふやしを軸に、地域活性化や未組織労働者、他団体との連携を深めるために、中小企業、中立労組、地元商店街、自治体などの訪問を全国的に行っています。また、中小企業支援の抜本的な拡充、地域活性化、最低賃金の大幅な引き上げなどを求める署名、憲法や労働法制・社会保障などの改悪に反対する署名なども行いながら、個々の職場だけでは解決が難しい政治的な課題の解決も目指し、全国で運動を展開しています。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（いのちと健康全国センター）」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に」（規約）活動しています。

令和4年度（2022年度）は、昨年につき新型コロナウイルス感染症により、会議・研修会・研究会などはリモートでの対応を余儀なくされました。しかし、働く人の感染予防をはじめ、感染症によるメンタル不調など、職場でのいのちと健康を守る活動が求められ、「コロナ禍における働く人びとの健康権を守る」活動を柱として様々な活動を行ってきました。職場の現状を交流し、ジェンダー、ハラスメント、エッセンシャルワーカーなどを切り口に議論を行ってきました

また、厚生労働省において精神障害の労災認定基準の改訂作業がすすめられるなか、過労死を考える家族の会、過労死弁護団、支援者の声を集めて改訂要求をまとめ、実効ある改訂になるよう取組みを進めてきました。

13年にわたってとりくまれ昨年最高裁で建設アスベストの裁判は、国と建材メーカーの責任を認め、新しい救済制度が作られました。その制度の普及、患者の掘り起しなど関係する諸団体と協議を重ね取り組んでいます。化学物質と健康研究会では、厚生労働省の検討会がまとめた「職場における今後の化学物質管理のあり方」について検討し、提言を発表し、関連学会でも話題を集めています。

年4回発行の「季刊誌」、毎月発行の「全国センター通信」では、活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。2022年度から「季刊誌」で扱ったテーマをより深め交流することを目的に、リモートによる「読者サロン」を開始しました。全国センターの会員や協力関係にある講師(大学教授、研究者、専門家、弁護士等)の紹介も引き続き行

っています。

エ) 1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)」は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,800カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約460の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動を共に取り組む地域の約360万人の共同組織の構成員がいます。

令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症による感染者は最大規模となり医療・介護事業所のクラスターが多発する中で、各事業所では発熱外来、入院患者の受入、自宅での待機を余儀なくされている方への往診対応、介護事業所での感染者対応、食料配布会等、いのちを守る活動を続けています。感染拡大の中で引き続き、社会的孤立、失職と貧困、行政による支援の不足などを背景に経済格差、健康格差は近年にたく急速に拡大しています。2022年1月1日から12月31日の期間で全国の加盟事業所等を対象に「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態で保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った46事例について記者会見を行いました。

2022年看護学生全国実態調査を行い1,556名の回答があり、「奨学金」「貸付金」を受けている学生が7割を超え、経済的支援がなければ日本の看護師養成校では学べない実態が明らかになりました。この内容について記者会見と文科省、厚労省への要請を行いました。

厚生労働省の「医療の質と評価・公表等推進事業」では、引き続き各施設の特徴を生かし患者を中心とする医療の質の評価を、加盟する中小病院が積極的な取り組みを行っています。

国際的な取り組みでは、韓国、フランスの医療者と新型コロナウイルス感染症の中での各国医療状況について情報交換を行いました。

健康なまちづくりの活動では、日本国内ではヘルスプロモーションの活動を進める第7回J-HPHカンファレンスに参加、第29回国際HPHカンファレンス(イタリア)はCOVID-19のパンデミックとウクライナでの戦争のため中止となりましたが、引き続き国際的にも重要な課題として健康格差への取り組みも行っています。

(HPH: Health promoting hospitals & Health Services. WHOが提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHOのもとに国際ネットワークがあります)

オ) 財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4階フロア全部と

3階フロアの半分、全日本民医連には、7階と8階のフロア全部、いのちと健康全国センターには6階フロアの一部、全労連・全国一般には9階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア) 「労働者教育協会」は、「科学的社会主義の立場に立って、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」（会則）に、「学習の友」など出版物の編集や「勤労者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

令和4年度(2022年度)は、創立70周年を迎えました。会の歴史から教訓を引き出し、2020年代の運動の方向性を示す「提言」を、集团的討議をもとに作成しました。情勢を学び、深める運動を、「憲法・くらし・安保」総学習運動として推進し、オンラインを活用した講座には、毎回100人を超える視聴がありました。主催する勤労者通信大学には900人を超える受講生が学習をすすめています。また、オンラインを活用した研究会の開催や月刊学習誌『学習の友』を使った読者会・学習会活動にとりくみました。上記の学習会への援助を含め、学習会への講師派遣など、職場・地域における学習・教育活動をすすめています。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織（東京学習協）に5階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ) 「産別会議記念・労働図書資料室」には、産別会議の資料や「日本福祉大学付属図書館の堀江文庫」をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約2万5千点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所と共同して研究活動や大学・研究所などの図書館・資料室との連携も行っています。

令和4年度実績としては、蔵書と資料の不明項目あったものを含め全蔵書のリスト化と照合を進め、この間の作業で、「労働図書資料室の分類表」の「1A（労働組合史＝ナショナルセンター・単産）」「1B（労働組合史＝地方・地域）」「2（労働組合運動史、諸団体の活動史）」「3（労働運動史、労働統計・年報・年鑑）」「4（労働者の闘い、争議の記録）」「7＝要求闘争課題」の「7A（賃金、教育）」「7B（労働時間、安全衛生）」「7C（社会保障、税金、雑誌）」「7D（雇用、リストラ、労働者状態）」

「8（公務員、中小企業、生協）」「9（労働問題一般）」の7,870冊の修正・確認、寄贈本等の登録追加（2,316冊）の作業が終了しました。

また、加入している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」の総会や研修会に参加するなど連携した活動も進めています。

ウ) 当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多く、勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

令和4年度（2022年度）は、コロナ禍にあつて来館者数が抑制された事もあり書籍等の普及も停滞気味でした。

(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア) 当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

令和4年度（2022年度）は、前年に引き続き、岡山・倉敷民商弾圧事件や、三重・名張毒ぶどう酒事件などの冤罪事件、労働事件、市民事件など全国で100を超える事件を支援しています。2月に滋賀・日野町事件で再審開始決定（大阪高裁）を勝ちとり、3月には静岡・袴田事件で再審開始決定（東京高裁）を勝ちとってこれを確定させました。また、憲法を守り活かす活動をすすめ、さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めてたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」等も行っており、今年第76回を迎えました。

イ) 同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法国賠同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は68,274人、うち起訴者は6,550人、小林多喜二をはじめ虐殺された者93人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は400人余のぼります。

令和4年度（2022年度）はコロナ禍のもと、「治安維持法犠牲者へ謝罪と賠償法」（仮称）の制定を求める国会請願を5月11日22都道府県から108人が参加して全国で集め

た8万5,653筆の署名を持って、衆参両院の150議員事務所を訪問し紹介議員の要請を行いました。

当日は、北海道旭川から駆け付けた100歳の菱谷良一さんは、旭川師範学校時代に描いた絵画が治安維持法違反の「生活凶画事件」として検挙。真冬には零下34度の旭川刑務所に投獄された実態を報告して「生きているうちに謝罪と賠償を実現したい」訴えました。

紹介議員をお引き受けいただきました国会議員の方々は、衆議院議員では、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社民党・無所属合わせて67議員です。

参議院議員は、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社民党・れいわ新選組・無所属の42議員で、衆参両院の109議員に紹介の労をお引き受けいただきましたが、残念ながら両院とも審議未了廃案になりました。

日本は1925年代（昭和初期）の絶対的天皇制の時代に中国への侵略を本格化し、治安維持法を成立させ、戦争に反対した共産主義者、社会主義者、労働組合、農民組合、文化知識人を「アカ」として逮捕・投獄しました。

「戦争は、弾圧とスクラム組んでやってくる」通り、「秘密保護法」「共謀罪」「重要土地規制法」などが相次いで法制化され、「治安維持法が衣替えして復活している」様相です。

戦争と暗黒の時代に、反戦と主権在民を掲げて闘いに倒れた若き女性の真実の物語「わが青春はつきるとも—伊藤千代子の生涯」の映画化に尽力し完成しました。上映運動を通じて7万5000人を超える皆さんが鑑賞され、今日の時代を見つめなおす材料が提供できればと考えております。

(4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1945年8月6日、9日の広島と長崎への原爆被害を原点に、1954年から55年にかけてとりくまれた3200万の原水爆禁止署名運動と第1回原水爆禁止世界大会の開催を通じて、1955年9月「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者援護・連帯」の基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで65年以上にわたり、この基本目標を堅持し、原水爆禁止世界大会の開催をはじめ、核兵器廃絶をめざす諸活動を続けています。

令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染が続くもとの、令和3年と同様にあらゆる可能性と条件を汲みつくし、被災68年3・1ビキニデー（のべ4千人、オンライン）、原水爆禁止2022年世界大会（1万5千人、リアル参加とオンライン参加）を成功させました。ロシアのウクライナ侵略に抗議し、ロシア軍の即時撤退と核兵器使用を許さない世論をひろげるために力を尽くしてきました。

また、広島の「黒い雨」被害者の全員救済のための支援活動にとりくむとともに、憲法9条改憲阻止、沖縄・辺野古新基地建設に反対する「オール沖縄」のたたかいとの連帯、東日本大震災の被災地と東京電力福島第1原発事故被災者への支援を続けてきました。

これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の

発展、日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、新たな成果と教訓を刻むものとなりました。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京の組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) **日本美術会**は1946年4月に発足「民主的美術文化を創造し普及する」との綱領を掲げ、さまざまな思想・信条・表現を持った美術家達の集まりです。組織では、会員は全国に及び11の専門部を設け、日々活動しており、2年置きに総会も開かれ活発に議論されています。また、美術の研究と次期担い手の養成も兼ねた附属研究所「民美」を運営しており、日美主催の「日本アンデパンダン展」は独立・自立の意味を持ち1947年第1回から虚飾を排し、権威に屈従せず、何よりも作家の批判精神と創造性を尊重する自由・平等の開かれた創作発表の場であり、出品者は全国から、海外にも及びます。この他アートフォーラムやシンポジウム、講演会も開催されています。

令和4年度(2022年度)は、

1. 第75回日本アンデパンダン展開催

コロナ禍ではありましたが無事に国立新美術館で実施されました。出品者・点数ともわずかに減りましたが、入場者は2000名ほど増えて9400名でした。コロナ感染者が増えてきていた状況の中では良かったと思います。

今回展は「自由で多様性のある、生きるために自身の深奥から湧き出てくる作品の良さをこれまで以上に強く打ち出し、アンデパンダン展の魅力をさらに広げていきたい」との実行委員長小松博映氏の強い思いがありました。そこで、入り口の第1室を様々な表現の作品が混在する部屋としてレイアウトし、その魅力を入場者の皆様に感じてもらうことができました。

会期中行事はコロナで2年間中止してきましたが、アートフォーラムと称して会員4名によるパネルディスカッションを実施、会場人数制限がありましたが、出席者が創作することの意義を共感できる意味深い企画となりました。又、合評会も再会されて、60名ほどが参加し、自身の制作への新たな意気込みを感じ取っていました。

初出品者へのメッセージや出品者への感想ハガキなどは従来通り実施して、たくさんのメッセージが寄せられました。又、観賞に来られない人のためにYouTube配信などにも取り組み、今後の新たな展開にも希望が持てる取り組みとなりました。

2. 延期されていた総会や行事を実施、

1年見合わせた総会を7月に実施。初めてのZOOM参加ありの総会となりました。コロナ禍でも創作することの意義や高齢者や地方の会員との交流、後継者の問題など様々な観点で議論が行われました。また、ロシアのウクライナ侵攻への抗議やそれらに乗じた憲法改悪の策動を許さないという総会決議もあげました。

新入会員歓迎会も3年ぶりに実施し、スケッチ会も再会するなど徐々に以前のような活

動に戻していきました。

3. 付属の民主主義美術研究所の運営

若い受講生はいないものの、発表できる作品をめざして、みなさんが熱心にお茶の水まで通ってこられます。講師である会員さんもその熱意に答えるべく個々の生徒さんに応じた指導を行っています。

4. 機関誌「美術運動」復刻版シンポジウム

70年以上の歴史を持つ日本美術会の機関誌が、3年前に復刻版として京都の出版社から刊行されました。結果として国内はもとより、海外の研究機関や大学からの注文もあるということで、執筆者を交えたシンポジウムが10月に実施されました。大学教員、美術評論家などZOOMを含めて7人のパネラーと参加者で30名ほどになりました。あるパネラーからは戦後の美術家の戦争責任の問題にまで話が及ぶなど、参加者にとって内容の深いものとなりました。

(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、令和3年度(2021年度)はコロナ禍による影響を受けつつも利用団体数・利用者数共前年度よりは回復傾向になりました。また「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用(企業の営利目的、宗教団体の布教活動等)は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っていますが、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けていますが、労働者・労働組合との共同の力に依拠し、経営を続けています。

令和4年度(2022年度)は、学習の友社は、人文系・「労働経済」論を含む社会科学系の出版を、2023年に創刊70年となる月刊学習誌『学習の友』を中心にして、続けています。『増補新版 時代の証言者・伊藤千代子』は、これを原作として映画「わが青春つきるとも」が製作され、自主上映運動が全国的に大きくとりくまれています。学習の友社では映画の公演パンフレットの発行もおこないました。2023年度も、市民・労働者の糧となる出版を続けます。

「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」

令和4年度(2022年度)は、指定職員向けに「共済だより」の発行をしました。また、福利厚生事業では、コロナ禍の中、個人で参加できる「ヘルスチャレンジ=ジョギング<オクトーバーラン>」「You Tube趣味の動画」「全国クイズ企画」などを行いました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

Ⅱ、業務報告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第21回定時評議員会=2022年6/22」「第22回評議員会=2023年3/22」）開催し、「2021年度事業報告」「2021年度決算報告書（計算書類）」「2023年度事業計画書」「2023年度収支予算書」等の確認と「役員（補充）の選出」（任期：新役員2023年6月、評議員2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

② 財団運営の要である理事会は、定款に従い四半期ごとに定期開催し、年度中4回（「第46回=2022年6/8」「第47回=9/7」「第48回=2023年1/10」「第49回=3/7」）行い、各期間の事業報告、収支状況報告を受け、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌

握等を行うと同時に、「役員（補充）の推薦」を行なっています。

③「常任理事会」は、今年度ほぼ2カ月に1度、計8回（第73回＝4/27）（第74回＝5/25）（第75回＝7/22）（第76回＝8/26）（第77回＝10/28）（第78回＝12/16）第79回＝2023年2/8）（第80回＝3/1）開催し、理事会・評議員会等の会議の準備や日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。

④「理事構成団体会議」を4月13日（2022年）に開催し「コロナ禍での会館運営」や「役員の推薦、評議員の変更」等を協議しています。また「評議員選定委員会」を6月13日（2022年）に予定行い、理事会より推薦された「補欠評議員選出」（任期：2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

⑤ コロナ禍で事務局会議を24回開催し、会館運営委員会を6回、滝野川資料センター運営打合せ会議を3回、ユタカサービスとの定期協議をオンラインで6回行っています。さらに「会館通信」を今年度6号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

①「第46回理事会」「第21回定時評議員会」で満場一致確認された「2021年度事業報告」「2021年度決算報告書（計算書類）」は、6月24日内閣府の公益認定等委員会に「事業報告等の提出」を行い、完了となっています。

②「第21回定時評議員会」で選出された役員（補充）は、6月27日「東京法務局への登記」を完了し、7月6日に内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審議完了となっています。

③「第49回理事会」「第22回評議員会」で満場一致確認された「2023年度事業計画書」「2023年度収支予算書」は、3月29日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、完了となっています。

④「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、エプソン（看板プリンター）、ユニマット、ファーストサーバーとも前年同内容で契約を継続しています。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

3 会館管理関係

①「顧問弁護士との再契約」「協働公認会計士事務所との再契約」を前年同様行いました。

②「会議室予約システム」については、利用者の便宜を考慮しインターネットによる予約を可能とする改善を行い、リザーブマート社と利用契約を結び、2023年1月から稼働開始しました。当面は館内団体を中心に運用し、2023年度には館外団体へも利用範囲を拡大します。

③「会館警備システム」については、合同警備の要請を踏まえて検討を重ねセコム社の有人警備を軸に新たな会館警備のシステムを提案し、2023年度には実施に移すことを全館での検討に付しました。

④「全館防火・防災・停電訓練」（10月5日）は、コロナ禍の中「密」を回避しつつ在勤職員参加の訓練として、フロア毎に外部非常階段を使っての避難訓練を実施しました。自家発電装置の作動点検は別に5月に実施しました。前年より職員の参加率が低調気味だった事を受け、実施日時、訓練内容などの見直しを行う事にしました。

⑤ コロナ禍の中1月10日に開催された「全館新春昼食会」は、館内放送を通じて理事長が新年のご挨拶を行い、お弁当を配って新年を祝いました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① 会館のホール・会議室等の利用状況は、ホールは51%、304・305号室は53%、全体では43%となっており、昨年はホール41%、304・305号室48%、全体40%でしたので回復基調にあり会議室収入は予算を上回りました。

② 看板作成、ロビーでの書籍販売の教育事業収入は下半期に回復基調が進みました。

③「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、蔵書と資料の不明項目あったものを含め全蔵書のリスト化と照合を進め、「労働図書資料室の分類表」の約7,870冊の修正・確認、寄贈本の追加作業を終えました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」（別紙）に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から21年を経過

し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。エレベーターのカゴ内の階数表示の表示不具合については、メーカーサイドの部品供給が遅れており改善に至っていません。

①「換気扇交換工事」は2022年10月から始まり2023年1月に完了し、風量測定を行いその効果を検証しました。政府は5月からコロナの感染症法上の扱いを5類へ変更しますが、引き続き会議室などで密になる場合のマスク着用の推奨、手指衛生の保持、換気の促進、会議室のCo2濃度測定器などの活用などについて協力を訴えることとしました。

②「立体駐車場倉庫の老朽化」に伴い、テクノパーク社との保守点検契約（年4回）を結びました。老朽化に伴う耐荷重性能の低下を注視しながら当面利用継続する事としました。

③ 例年行っている5月の連休中に「全館停電漏電検査（5/5）」を行い、「建築物定期検査（防火設備）（7/4）」、「建築物定期検査（昇降機）（8/1）」「建築物定期点検（12/15）」を実施しました。

④火災受信設備装置の更新工事を4月に行いました。今後放送設備の更新が課題になります。

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

（ 以 上 ）

